

日本国厚生労働省  
と  
サウジアラビア王国保健省  
との間の医療・保健分野における協力覚書

日本国厚生労働省及びサウジアラビア王国保健省（以下「双方」という。）は、医療・保健分野における両国の更なる協力を追求し、両国で適用される法令及び指示に沿って、また可能な手段の範囲内で、次のとおり決定した。

第1項  
目的

本覚書の目的は、医療・保健分野において双方が協力する基礎を確立することである。

第2項  
協力の分野と方法

1. 医療研修及び研究の分野の協力
2. 医療分野における専門家の交流を通じた協力
3. 医療・保健分野における経験の交換を通じた協力

第3項  
協力活動における費用負担

本覚書に基づいて実施される協力活動から生じる費用はそれぞれが負担する。

第4項  
修正

本覚書は双方の書面による同意により修正できる。当該修正、両国における国

内手続の完了をもって開始する。

## 第5項 紛争解決

本覚書の実施又は解釈に起因するあらゆる紛争又は論争は、双方より友好的に解決される。

## 第6項 開始、継続及び延長

1. 本覚書に基づく協力は、その開始に必要な国内手続が完了したことを確認する通知が、外交上の経路を通じて転達された遅い方の日付から30日後に開始する。
2. 本覚書に基づく協力は、5年間継続され、いずれかが外交上の経路を通じた通知をもって終了を求めない限り、自動的に同期間延長される。このような終了は、別段の決定をしない限り、当該終了の要請の前に開始された協力活動の実施に、いかなる影響も与えない条件で、希望する終了日から少なくとも6か月が経過した後開始される。

本覚書は、西暦2017年3月13日（イスラム暦1438年6月14日）に、東京で、法的拘束力のない文書として、日本語、アラビア語、英語により署名され、各文書は同等の価値を有する。解釈に相違がある場合、英語による本書による。

日本国厚生労働省のために

サウジアラビア王国保健省のために

塩崎 恭久  
厚生労働大臣

タウフィーク・ファウザン・  
アル＝ラビーア  
保健大臣